放射線安全管理学			
医療安全管理学			
実践臨床画像学			
臨床実習			
合計	四	二	二
	百二	十二	

備考

一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨床実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「令」という。）第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所がこの省令による改正後の診療放射線技師学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）第二条第四号の規定により有すべき診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び令第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所が新規則第二条第五号の規定により有すべき免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行った診療放射線技師である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条　この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条　新規則別表第一に定める教育の内容について、令第七条第一項の指定又は令第九条第一項（令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2　文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、令第七条第一項又は令第九条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。

この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

○文部科学省・厚生労働省令第二号

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定基準） **第二条**　令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（指定基準） **第二条**　令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）

放射線安全管理学			
医療安全管理学			
（新設）			
臨床実習			
合計	一四	（新設）十	九十五

備考

一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。